

令和6年10月分から 児童手当制度が変わります！

令和6年10月分（12月支給）から児童手当法の改正による制度改正（拡充）が行われます。
 ※支給にあたっては、申請が必要な場合と不要な場合がありますので、裏面のフローチャートをご確認ください。

制度内容の比較

主な変更	改正（拡充）前 〈令和6年9月分まで〉	改正（拡充）後 〈令和6年10月分から〉
支給対象	中学校修了前までの児童 (15歳到達後の最初の年度末まで) を養育している方	高校生年代までの児童 (18歳到達後の最初の年度末まで) を養育している方
所得制限	所得制限あり	所得制限なし
手当月額	<ul style="list-style-type: none"> ○3歳未満 一律：15,000円 ○3歳～小学校修了まで 第1子・第2子：10,000円 第3子以降：15,000円 ○中学生 一律：10,000円 ○所得制限限度額以上 所得上限限度額未満 一律：5,000円 (特例給付) ○所得上限限度額以上：支給なし 	<ul style="list-style-type: none"> ○3歳未満 第1子・第2子：15,000円 第3子以降：30,000円 ○3歳～高校生年代 第1子・第2子：10,000円 第3子以降：30,000円
支給月	3回（各前月までの4ヶ月分を支給） 10月分～1月分 ⇒ 2月 2月分～5月分 ⇒ 6月 6月分～9月分 ⇒ 10月	6回（偶数月） （各前月までの2ヶ月分を支払） 10・11月分 ⇒ 12月 12・1月分 ⇒ 2月 2・3月分 ⇒ 4月 4・5月分 ⇒ 6月 6・7月分 ⇒ 8月 8・9月分 ⇒ 10月
多子加算の 算定対象 (加付方法)	18歳到達後の最初の年度末までの児童	18歳到達後の最初の年度末までの児童 + 児童手当受給者に経済的な負担等がある18歳 年度末以降～22歳年度末までの子
定時支払通知書	支払通知でのお知らせあり	支払通知でのお知らせなし ※通帳の記帳などにより振込をご確認ください

例) 20歳、15歳、10歳の3人のお子様を養育している方の場合
 →20歳のお子様を第1子、15歳のお子様を第2子と数え、10歳のお子様を第3子
 以降の手当額が適用されます。

お問い合わせ

倶知安町こども未来課 (0136-55-6116)